

山梨県の連結バランスシート(試案)について

平成18年3月

山 梨 県

作成の目的

本県では、平成11年度決算から全国統一基準に基づく普通会計バランスシートを作成してきたところであるが、財政に関するより一層の透明性の向上を図る観点から、普通会計に公営企業会計、地方三公社及び出資法人を含めた資産及び負債の状況を把握するため、総務省が提示した試案に基づき、平成16年度決算について、連結バランスシートを試行的に作成した。

連結対象は、総務省の試案に基づき、公営企業会計(6会計)、地方三公社(3団体)、県からの出資比率が25%以上の出資法人(32団体)とした。

今後、総務省から提示される全国統一基準に基づき、平成17年度決算以降も引き続き連結バランスシートを作成していく。

連結バランスシートの考え方

今回のバランスシートは、山梨県と連携協力して行政サービスを実施している関係団体を連結し、一つの行政主体と見なして作成したものである。よって連結内部の資金の移動に過ぎない貸付や投資等は控除することとしている。なお、ここで連結の対象となっている関係団体の資産及び負債等は山梨県に帰属するものではない。

【連結の概念】

$$\boxed{\text{普通会計}} + \boxed{\text{公 営 企 業 会 計}} + \boxed{\text{関 係 団 体 の 各 会 計}} - \boxed{\text{貸 付 ・ 投 資 の 重 複 分}} = \boxed{\text{連 結 B S}}$$

連結バランスシートの概要

(1)資 産

- ・総資産は2兆7,784億円で、県民1人当たり314万4千円となっている。
- ・総資産の内訳は、道路橋りょう、公園などのインフラ資産や土地、建物等の有形固定資産が2兆5,073億円(90.2%)、投資等が1,416億円(5.1%)、現金・預金等の流動資産が1,280億円(4.6%)などとなっている。

	連 結 (A)	県全体 (B)	普通会計 (C)	連単倍率	
				(A)/(C)	(A)/(B)
有形固定資産	2兆5,073億円	2兆4,039億円	2兆1,874億円	1.15	1.04
投資等	1,416億円	1,541億円	1,536億円	0.92	0.92
流動資産	1,280億円	833億円	584億円	2.19	1.54
繰延勘定	15億円	15億円			
資産総額	2兆7,784億円	2兆6,428億円	2兆3,994億円	1.16	1.05

(2) 負債

- ・負債総額は1兆1,324億円で、県民1人当たり128万1千円となっている。
- ・負債の内訳は、長期借入金や退職給与引当金等の固定負債が1兆300億円などとなっている。

	連 結 (A)	県全体 (B)	普通会計 (C)	連単倍率	
				(A)/(C)	(A)/(B)
固定負債	1兆 300億円	9,799億円	9,030億円	1.14	1.05
流動負債	1,024億円	728億円	593億円	1.73	1.41
負債総額	1兆1,324億円	1兆 527億円	9,623億円	1.18	1.08

(3) 資産・負債差額

- ・資産総額から負債総額を差し引いた差額（正味資産相当）は1兆6,460億円で、県民一人当たり186万2千円となっている。

	連 結 (A)	県全体 (B)	普通会計 (C)	連単倍率	
				(A)/(C)	(A)/(B)
国庫支出金	6,837億円	6,837億円	6,814億円	1.00	1.00
都道府県支出金					
他団体及び民間出資分	35億円				
一般財源その他	9,588億円	9,064億円	7,557億円	1.27	1.06
資産・負債差額合計	1兆6,460億円	1兆5,901億円	1兆4,371億円	1.15	1.04

(4) 各種指標

- ・流動比率（流動資産／流動負債）
翌年度に支払うべき負債に対して、どの程度の現金等を保有しているのかを示す指標。
比率が高いほど安定的と言える。
- ・固定比率（有形固定資産／資産・負債差額合計）
有形固定資産の形成が自己資本の範囲内で行われているかを示す指標。
- ・正味資産比率（資産・負債差額合計／総資産）
所有する総資産のうち返済義務を負わない部分がどの程度あるかを示す指標。
- ・後世代による社会資本負担比率（長期借入金残高（翌年度償還分含む）／有形固定資産）
有形固定資産のうち将来償還が必要な長期借入金の割合を示す指標。

	連 結	県全体	普通会計
流動比率	124.9%	114.4%	98.6%
固定比率	152.3%	151.2%	152.2%
正味資産比率	59.2%	60.2%	59.9%
後世代による社会資本負担比率	39.5%	38.9%	39.1%

注 記

1. 連結の範囲

連結の範囲は、山梨県の全会計（普通会計、公営企業会計（6会計））及び当県の関与及び財政支援の下で当県の事務事業と密接な関連を有する業務を実施している関係団体としている。

連結を行った関係団体は、本県が設立した地方三公社及び本県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している民法法人及び商法法人等とし、具体的には以下の関係団体としている。

名称	資本金等 (百万円)	出資割合	業務の内容
(地方三公社)			
山梨県土地開発公社	20	100.0	公有地取得、土地造成等
山梨県道路公社	3,115	80.3	有料道路、駐車場事業等
山梨県住宅供給公社	10	100.0	分譲住宅等の募集、住宅建設等
(出資法人)			
(財)山梨総合研究所	525	38.1	調査研究、情報収集・提供等
(財)ふるさと財団	500	60.0	障害者及び高齢者のスポーツ・文化活動の振興に関する事業への助成等
(財)やまなみ文化基金	300	100.0	地域文化振興事業への助成等
(財)やまなし文化学習協会	15	100.0	県民文化ホール等の管理受託、芸術文化振興事業等
(財)山梨県青少年協会	51	39.2	青少年のための施設の管理運営等
(財)小佐野記念財団	300	100.0	国際交流活動に対する助成等
(財)山梨県国際交流協会	251	79.9	国際交流促進、国際交流センター管理等
(社)山梨県私学教育振興会	204	49.0	私立高等学校等を設置する学校法人に対する貸付事業
(財)山梨県国民年金福祉協会	3	33.3	国民年金保養センターの受託経営等
(財)長寿やまなし振興財団	129	66.3	高齢者の生きがいづくり対策事業等
(財)山梨県生活衛生営業指導センター	5	40.0	生活衛生関係営業の経営の健全化等に関する相談指導、標準営業約款の登録業務等
(財)やまなし環境財団	481	99.3	環境保全活動に対する助成、情報提供、表彰事業等
(財)山梨県環境整備事業団	30	33.3	廃棄物最終処分場建設、管理運営等
(財)山梨県緑化推進機構	1,030	29.1	植樹運動の展開、青少年緑化推進事業等
(財)山梨県林業公社	1	100.0	造林及び分収育林事業等
(財)やまなし産業支援機構	434	40.0	助成、貸付事業、県立産業展示交流館の管理運営等
(財)山梨県甲府・国中地域地場産業振興センター	30	33.3	センターの運営、地場産業製品の展示普及等
(財)山梨県富士川地域地場産業振興センター	30	47.3	センターの運営、地場産業製品の展示普及等
(財)山梨県郡内地域地場産業振興センター	30	46.5	センターの運営、地場産業製品の展示普及等
(財)山梨県農業振興公社	807	74.3	農地売買、土地改良事業の受託、県立フラワーセンターの管理運営等

(社)山梨県農業用廃プラスチック処理センター	31	47.9	製品の用途開発、研究機関との技術提携、廃プラの収集等
(財)山梨県子牛育成協会	10	100.0	県立八ヶ岳牧場、まきば公園の管理受託等
(社)山梨県畜産協会	343	25.5	畜産農家等への経営指導、家畜の飼養管理及び保健衛生に関する技術指導等
(財)山梨県馬事振興センター	1	40.0	乗用馬の繁殖・育成・調教、馬術大会の開催等
(財)山梨県公園公社	30	100.0	都市公園の管理受託等
(財)山梨県下水道公社	74	50.0	流域下水道施設の維持管理事業等
(財)山梨県県民スポーツ事業団 (現:(財)山梨県体育協会)	260	100.0	スポーツ振興事業、施設管理受託事業等
(財)山梨県暴力追放県会議	594	50.5	広報啓発事業、暴排組織等の支援活動等
(株)清里の森管理公社	10	70.0	県有施設及び別荘等の管理受託等
(株)山梨食肉流通センター	420	35.7	食肉の処理、加工、冷蔵保管、販売及び輸送等
(更)山梨県更正保護協会	145	27.6	関係諸団体の連絡調整、活動助成、一時保護事業等
(福)山梨県社会福祉事業団	13	100.0	養護老人ホーム等の運営

2. 会計処理の相違

(1) 会計基準

普通会計

総務省研究会報告を参考として決算統計データから作成したバランスシートを用いた。

公営企業会計

地方公営企業法施行規則等に基づいて作成した公営企業決算統計の貸借対照表等を用いた。

地方三公社

土地開発公社については土地開発公社経理基準要綱等に基づいて、地方住宅供給公社については地方住宅供給公社会計基準等に基づいて、地方道路公社については地方道路公社法施行規則等に基づいてそれぞれ作成され、県議会への報告がなされている各々の貸借対照表を用いた。

出資法人

民法法人については公益法人会計基準に基づいて、商法法人については企業会計原則に基づいてそれぞれ作成され、県議会への報告等がなされている各々の貸借対照表を用いた。

(2) 有形固定資産の減価償却方法

普通会計については、普通建設事業費の区分ごとに地方公営企業法施行規則等を参考に耐用年数を設定し、当該区分ごとに定額法により減価償却を行っている。

公営企業会計については、地方公営企業法施行規則による耐用年数等に基づき定額法による。

地方三公社及び主たる出資法人については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)の規定に基づく定額法による。

(3) 引当金の計上方法

退職給与引当金（または退職給付引当金）については、普通会計については会計年度末に職員全員が普通退職したと想定してその要支給額を計上しており、関係団体についても主として期末時点において職員全員が自己都合により退職した場合等の要支給額を計上している。

その他の引当金としては、主たる出資法人において修繕引当金等を計上している。

3. 出納整理期間における現金の受払いの調整

普通会計においては出納整理期間が設けられており、出納整理期間中の現金の受払い等が終了した後の計数を会計年度末に計上しているが、公営企業会計及び関係団体には出納整理期間が存在しないため、連結に際して、普通会計において出納整理期間中に現金の受払い等がなされた場合は、公営企業会計及び関係団体においても、これに対応する現金の受払い等が当該会計年度末に終了したのものとして調整を行っている。

4. 連結対象団体内部の連結における調整

連結対象団体間の貸付金・借入金、投資及び出資金・繰入資本金等は、内部の資金移動に過ぎないので、相互に相殺消去している。